

令和 8 年度 第 1 回 三郷市都市計画審議会 会議録

1 開催日時：令和 8 年 5 月 14 日（木）10 時 00 分～11 時 20 分

2 開催場所：三郷市役所 6 階 全員協議会室

3 出席者：12 名（委員総数 13 名）

（委員）

大澤会長、 寺沢委員、 柳瀬委員、 深川委員、 佐藤委員、 益子委員、
谷口委員、 加藤委員、 岡庭委員、 堀切委員、 吉田委員、 羽山委員

（事務局）

城津まちづくり推進部長

川端まちづくり推進部副部長兼まちづくり事業課長（以下、まちづくり推進部副部長）

開発指導課 : 柳田まちづくり推進部参事兼開発指導課長、
林開発指導課長補佐、松田開発指導係長

みどり公園課 : 岡田みどり公園課長（以下、みどり公園課長）、
鏡みどり公園課長補佐、
坂本花とみどりの係長（以下、花とみどりの係長）

まちづくり事業課 : 木下まちづくり事業課長補佐、
田中まちづくり・企業立地推進係長
（以下、まちづくり・企業立地推進係長）

都市デザイン課 : 谷口まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長
（以下、まちづくり推進部参事）、
岩間都市デザイン課長補佐兼都市景観係長
（以下、都市デザイン課長補佐）、
南雲主任、鈴木主事、向井主事

4 議題

（1）議案第 1 号 都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定について
【意見聴取】

5 議事内容

（1）開 会

●（まちづくり推進部参事）

[開会]

- （大澤会長）

[会長挨拶]

- （まちづくり推進部参事）

[資料確認]

（２）議事進行

- （大澤会長）

[委員の出席状況を求める]

- （都市デザイン課長補佐）

[委員 13 名中 12 名が出席していることを報告]

- （大澤会長）

[会議録の署名委員について、佐藤委員と益子委員を指名]

[議事内容が非公開情報に該当しないことについて確認]

[傍聴者の有無について報告を求める]

- （都市デザイン課長補佐）

[傍聴者は 1 名であることを報告]

[傍聴者入場]

- （大澤会長）

[傍聴者へ傍聴上の注意事項を伝える]

（３）議題

議案第 1 号 都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定について【意見聴取】

- （まちづくり推進部副部長）、（まちづくり・企業立地推進係長）

[議案第 1 号について、資料に基づき説明]

- （大澤会長）

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様からご質問を伺いたいと思います。

●（深川委員）

ご説明ありがとうございます。いくつかお聞きしたいと思います。

16 ページ、地元調整状況についてです。住民の方々から様々な疑問や要望などが出たと思いますが、先ほど道路の付け替えについて説明されていましたが、他にもご意見が出ているようでしたら、その内容も詳しくお聞きしたいと思います。

また、参加状況なんですけれども、24 名に対して 13 名と 4 法人の参加という出席状況だったと説明がありましたけれども、どのようにお知らせをしたのか伺いたいと思います。

2 点目は、草加流山線と新和吉川線がぶつかる T 字路ですが、草加流山線から右折する物流施設の関係車両も多いのではないかと思います。草加流山線は交通量も多く、近くには三郷北高校もありますので、学生をはじめ、自転車で通行される方も多い道路です。しかし、新和吉川線にぶつかる T 字路の草加流山線側には右折信号機がありません。交通渋滞が私は心配です。その辺など、安全対策についてお聞きしたいと思います。

●（大澤会長）

地元調整についてと、あと交通状況についてですけれども。お答えをお願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

最初の住民説明会について、他にどのような質問や要望があったかというところですが、他にありましたのは、建築する建物の位置について、どの位置に建築する予定なのかというご質問がございました。今回、議案の参考資料の 3 ページになりますけれども、建物が西側、新和吉川線沿いに建築される予定であると説明しましてご了承いただきました。

他には、説明会終了後にご質問と言いますか、心配事についてお話がありました。建築する際の振動などは大丈夫なのかということで、その場に事業者がおりましたので、まだ建築するかどうか決まったわけではないですが、建築する場合はご説明を行い、家屋調査などをした上で対応をさせていただきますということで、ご理解いただいたところでございます。

周知方法でございますが、郵送によって周知させていただいたところでございます。

次のご質問、道路関係でございますが、草加流山線は右折信号が無い中で、どのような形で対応するのかにつきましては、ご質問の通り、予定のルートは草加流山線を西の方から東の方に行きまして、T 字路を右折して入るのがメインになろうかと思えます。現在、右折信号はついてございませんが、この件に関しましては、状況を見な

がらになりますけれども、交通部局と相談しながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

●（大澤会長）

よろしいでしょうか。はい。

他いかがでしょうか。

●（益子委員）

まず一点お伺いしたいのが、4 ページ、5 ページの産業振興地区の概要に関するところで、3 つの地区に関して着手条件が書かれております。ナンバー 1 の地区は、道路完成後の供用開始となっておりますが、ナンバー 2 とナンバー 3 に関しては、指定道路延長線上ということで、道路が完成していなくても開発ができるということになっているんですけど、この違いがどう生まれたのかということ。また、この 250 メートルという基準は何をもって判断されているのかというところが気になっております。3 ページの産業振興地区運用方針においては、土地利用計画との連動性、道路整備との連動性というものを重視すると書かれておりますし、周辺環境との調和という点が大事になっているわけですが、周辺環境との調和に関する指標というものを、この 250 メートル以内ということで定めているということなのでしょうか。周辺環境は様々ですので、今回議案に上がっているような教育施設の立地であつたり、様々なことを勘案しないといけないかと思うのですけれども、まずこの条件についてお聞かせいただきたいと思いましたが、いかがでしょうか。

●（大澤会長）

お願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

最初の質問でございますが、着手条件であつたかと思えます。着手条件につきましては少し誤解されている面があると思えますので、最初からご説明させていただきますと、ナンバー 1 に関しましては、この黄色く塗られた指定道路及びその先の赤い線で、右に向かって線があると思いますが、都市計画道路になってございまして、まだ整備が終わっておらず、供用開始されていない路線でございます。ですから実際はまだ着手できないというところでございます。

ナンバー 2 、ナンバー 3 でございますが、先ほどお話がありました黄色い部分に関しましては、まだ道路ができてない都市計画道路でございます。ナンバー 2 の指定道路の南側の赤い線がついている道路に 250 メートルと書いてございまして、ナンバー 3 に関しましても 250 メートルと書いてございます、国道 298 号および西側の道路

については、もう供用開始されており、完成している道路というところで、着手条件から除くということにしております。

続きまして、なぜ 250 メートルの区域なのかというところでございますが、三郷市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則などに、250 メートルと規定されておりまして、それに基づいて 250 メートルの区域を定めているところでございます。

最後になりますけれども、周辺への調和を図るための条件をどう定めているのかというようなご質問だったと思います。すべてではないのですが、緩衝緑地帯など一部については条例等の規則で定めております。面積に応じて異なりますが、緩衝緑地帯の幅は、今回の場合、2 ヘクタールあるということで、緩衝緑地帯は 5 メートル以上ということで定めております。ただし、大きな道路に面している箇所はその限りでないということで、2 メートルまで減じることができると明文化されております。その他については、細かく周辺への配慮というのは条例等では謳われていませんので、開発事業者からご提案をいただいた中で、私ども審査委員会の中で審査をしまして、それが果たして大丈夫なのかということでチェックをしております。以上でございます。

●（益子委員）

ありがとうございます。関連してもう一点お聞かせいただきたいと思います。

今回の区域指定をされる場所の西側に、令和 4 年 9 月に指定されているエリアが、もうすでに竣工している状況かと思います。当初予定されていた周辺環境への影響というものも、おそらく 4、5 年前にお考えになられたのではないかなと推察します。当該地区において新たに区域指定をする場合、数年前に行った開発に関する検証や、どういう影響があったのかということ踏まえた上で、対応が求められるとお見受けいたしました。これについて、このようなことを行ったのか、また、今回の周辺環境への影響に関する配慮においても、その点が含まれて対応がなされているのかというところですね。それについてお聞かせいただけたらと思います。いかがでしょうか。

●（大澤会長）

はい、よろしくお願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

委員からご質問ありました、西側の従前に区域指定を行いました南蓮沼地区でございますが、区域指定をしてから北側の敷地におきましては竣工したのが今年の冬ぐらいだったと思うのですが、まだ稼働し始めたばかりでして、まだ交通量もほとんどなく、地域に対して悪影響を及ぼしているかという、まだ何も見られないような状況

でございます。南側に関しましても、建築して間も無く、稼働はこれからになっていきますので、まだ影響を確認できる段階にないというのが実情でございます。今後状況を確認したいと思っております。以上でございます。

●（大澤会長）

今のご質問に関してよろしいでしょうか。250メートルの根拠の話で、条例の施行規則という話だったのですが、その条例の施行規則で、なぜ250メートルと規定されているのかというお話をされた方がいいのかなと。今わからないようでしたら、また後日で構いません。

●（まちづくり推進部副部長）

確かなことをお話できないので、おそらく県の条例と施行規則を準用して規定していることだと思いますが、改めて確認してまいります。

●（大澤会長）

それと周辺環境で、例えば緩衝緑地帯であるとか、こういう基準がありますという話を、それは条例の施行規則という話だと思うのですが、今回の資料、これでもよろしいのですが、次回以降に関しては、条例の施行規則でこういう基準があります、運用基準ではこういう基準があります、それに対して今回の計画はこうなっています、だから適合していますといった、対応関係が分かるような資料にさせていただくとよろしいかなと思いますので、ご配慮ください。

もう一点、先ほど益子委員の最後のご質問の、既に指定された区域の検証の話なのですが、既に指定されたところと今回指定するところで、実際に稼働を始めたら、ぜひ検証をしていただいて、残りのエリアの許可ないし、指定などを行う際の配慮事項にぜひ盛り込んでいただければと思いますので、そこはよろしく願います。

いかがでしょうか。では、柳瀬委員。

●（柳瀬委員）

私からの質問はですね、既存の南蓮沼も基本的には工業流通系ということで、今回も工業流通系ということで、懸念されるのが、稼働時間が24時間稼働されるのではないかとことが懸念事項としてあります。今回の区域の南側は確か高齢者施設だったと記憶をしております。24時間稼働する工業流通系に囲まれるような形になって、こちらの施設への影響とか、先ほどの関連企業からは特に問題はないということだったので、そういう懸念っていうのは出されなかったんでしょうか。

●（大澤会長）

事務局いかがでしょうか。

●（まちづくり推進部副部長）

説明会に高齢者施設の関係者もいらっしゃっておいりました。西側に建物が配置されると説明する中で、やはり音は心配されている様子でした。説明の中で、先ほどお話ししました緩衝緑地帯を設けるというところで、音や圧迫感など、そういうものを配慮するということと、建物はその高齢者施設より 20 メートル以上、北側に寄るような形を取ることを事業者は考えているということ、その他、委員がご心配されたように、24 時間稼働することになりますので、トラックドライバーなどにはアイドリングストップの徹底をさせるということで事業者からお話を伺っていることを伝えております。

委員からお話ありました懸念事項につきましては、お話があったということで、事業者には伝えてまいります。以上でございます。

●（大澤会長）

はい、どうぞ。

●（柳瀬委員）

ありがとうございます。建物自体、防音構造で音が出にくいように配慮していただけると思うのですが、24 時間トラックが前を通ると、トラックの音、振動というのが気になるかなということと、路上駐車等はさせないようにということ。工事期間中だったと思うのですが、この前の道で、左側の物流倉庫のトラックが違法駐車状態で、片側 2 車線なのなのですが、1 車線を塞いでいる状況というのが、結構あります。私、通勤でこの道を使うものですから、大きいトラックが止まっていると、視界が悪くなり、今度は両側にそういうトラックが止まると、片側 2 車線が 1 車線ずつになるんじゃないかなという懸念がありますので、事業者の方もその辺を周知していただければと思います。以上です。

●（まちづくり推進部副部長）

事業者の方からの提案では、駐車違反がないようにということで、十分な駐車スペースを用意するとともに、監視所を作るようで、カメラで監視しまして、もし路上駐車があれば、警備員がいらっしやいまして、注意しに行くと。そういった管理体制については明文化したものを事業者で作っているようで、もしそういった行為があればすぐに指導するというところで提案をいただいているところでございます。ただ、何があるかわかりませんので、委員からご指摘ありましたことについては、事業者の方に

伝えてまいります。ありがとうございました。

●（大澤会長）

よろしいでしょうか。ぜひご対応ください。では、谷口委員。

●（谷口委員）

産業振興地区の1、2、3についてですけれども、ここが土地区画整理事業の手法を取るということで、その事業主体は誰なのか、それと、工期ですね、いつ頃の供用開始を予定しているのか。誘導対象の土地利用とあるのですが、その他学校とか病院とか、商業・工業の用途とか想定があるのか。その辺を教えていただけると助かります。

もう一つが都市軸道路の方ですね。この周辺で商工会の中にある酒造組合で「におどり」というお酒を出しているのですが、その指定米を栽培しているところが三か所あったのですけれども、この整備範囲に入っていると、その指定米がなくなってしまい、恒久的ににおどりのお酒が作れるかが不安だったので、観光協会に聞いたのですが、今このあたりは指定から外れているということで、小谷堀の方の水田だけから作っているので影響はないというのは聞いたのですけれども、周辺環境、主に水田ですけれども、今回の大広戸の周辺環境の影響ですとか、水田等の評価書とか、今の段階であるのか、これからそういった評価書を作るのか、その辺を教えていただけると助かるというのと、都市軸道路が平成7年に事業認可されてから約30年経って、ようやく全線開通するかなという感じなのですが、このナンバー1のフルインター化したところから武蔵野線までの整備と、武蔵野線から国道298号線にかけての整備が終われば全線開通というところで、商工会としても、その経済効果というのを非常に期待しているのですが、実際の想定される工程というか、全線開通の見通しを教えてくださいと助かります。

●（大澤会長）

4点でしょうか。事務局お願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

最初にこの産業振興地区に関しまして、どのように市として今後進めていくのかというところがございますけれども、市の方で直接に施行して産業振興地区の開発を行うというところはまだ想定していない計画でございまして、主に民間の事業者が先ほどのフローに基づいて、ご提案をいただいた場合、それぞれの要件に応じて、主に面積関係になりますが、土地区画整理や地区計画、12号区域指定を定めて、開発を進めていくということにしております。例えばナンバー1のところ、先ほどにおどりの関

係で心配されたというお話がございましたけれども、市の方でこの産業振興地区の青い部分を区画整理で整備することはございませんので、ご安心いただきたいと思います。区画整理を行う場合、土地の面積が20ヘクタール以上必要でございます。市街化区域に接している場合であっても5ヘクタール以上ということになってございますので、区画整理をやるというのはなかなかハードルが高い、民間でやるにもハードルが高いという状況でございます。

次のご質問で、環境の評価書があるのかというところでございますけれども、市の方で環境評価、アセスと呼ばれるものですね、そちらを県の基準に基づいてやる必要があります。現在三郷北部地区の区画整理を実施しておりますけれども、そのような開発が実施される場合は、県の条例に基づきまして、アセスをやっているところでございますので、今回個別にこちらの産業振興地区の区域についてアセスを行うかというのは、現状ございません。

最後になりますけれども、都市軸道路の完成の見通しですけれども、私どもは担当ではないので、確定したことは申し上げられないのですけれども、県道ですので、県の方で整備しているところでございます。県の方からは、去年の段階で10年程度かなということを聞いてございますけれども、具体的には申しあげることができません。申し訳ございません。よろしくお願いします。以上でございます。

●（大澤会長）

もう一点あったと思うのですが、3ページ目の誘導対象の土地利用について、学校であるとか、商業関係であるとか。

●（まちづくり推進部副部長）

すみません。誘導対象の土地利用についてですね。一応、産業振興地区の運用方針にも記載がある通り、3つの流通業務施設、農業関連施設、交通関連施設しか立地できないということにしておりますので、その他の用途のものは立地することができません。以上でございます。

●（大澤会長）

基本的に都市をコンパクトにしていこうという政策を取られておりますので、そうした商業であるとか、学校であるとかは、市街化区域であるとか、居住誘導区域などに立地するというのが基本的な方針だと思いますので、ご理解ください。

はい。谷口委員、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。はい、では堀切委員。

●（堀切委員）

はい。私の方からは質問というわけではなくて、令和3年策定の第5次三郷市総合計

画に準じてまちづくりを進めてきて、今回の大広戸の地区ですけれど、皆さんの意見のとおり、草加流山線に接していたり、交通的な様々な利便性があって、今後放っておくと、いわゆる産業廃棄物の処理場とか、残土の中間処理とか、作業ヤードとか、そういったものになる可能性が非常にある地域で心配だなと思っていました。そういう中で、今回きちんとした事業者が選定され、提案されるということで、私なんかもインターA地区をはじめ、様々な大規模な区画整理の経験をしてきた中で、三郷市の計画に則った形で進めてきているというのが非常によくわかりましたので、今後、地区の指定については、区画整理以外の法律に基づいた地区の指定でございますが、そういった部分も、こういったきちんとした事業者の、民間の力を使って、しっかりやっていってくれるといいなということを感じましたので、特別何か説明してくれとか、そういったことではなくて、私はマスタープランの委員とかですね、都市計画審議会委員を少し長くさせていただいているものですから、皆様方のご意見にもありましたが、法的な部分が、きちんとした手続きに則って進んできているということは、いいことだなと感じたものでしたから、そういった意見です。

何の色付けもないところに急に土地利用が始まってしまったり、そういったことがあるといけないものですから、そういった時に我々は気をつけなければいけないなと思っているものですから、今日非常に細かい説明を聞いていて、すごく感じたものですから、意見だけです。以上です。

●（大澤会長）

はい、ありがとうございます。しっかりと計画を策定して、根拠を位置づけて、適切な手続きに基づいて進められているということに対する評価だと思いますので、貴重なご意見ありがとうございます。

では、深川委員。

●（深川委員）

3ページに産業振興地区運用方針があり、その下に産業振興地区が3地区指定されているわけですが、ナンバー2の新和吉川線、今後、この線が延伸すれば、草加流山線を越えた先も今回のようなこういう土地利用をしていく可能性があると思います。物流倉庫に出入りするトラックが増えれば、交通渋滞を避けるために、生活道路にトラックが流入することが心配されます。そのあたりについてはどう見込んでいるのか、大型トラックが生活道路に流入しないよう対策を検討しているのか、また、今回の物流施設が稼働された場合、施設を出入りする車両の台数をどう見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

●（大澤会長）

はい。よろしくお願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

まず、北側の黄色い道路でございますが、今のところ整備着手する予定がない場所でございます。産業振興地区運用方針は令和 12 年までの期間になっており、道路整備はおそらくその後になろうかと思いますので、今確かなことを申し上げることができません。

続きまして、大型車両の生活道路への入り込みでございますけれども、委員ご心配の通り、私どもも心配しているところでございまして、事業提案者の方からは、施設に入る想定ルートといたしましては、13 ページを見ていただけると、将来都市構造図というものがございまして、その中で、三郷吉川線と書いておりますが、三郷吉川線と国道 298 号線が合流するところ、多くの大型車は国道 298 号線から、この三郷吉川線を北上いたしまして、草加流山線に入ります。そこから東の方に向かいまして、先ほどもお話ありましたけれども、T 字路のところ、かつ屋さんがあるところですね。そちらを右に曲がって入るということで、生活道路の方に入るという想定はしておりません。ですが、委員からご心配があったことにつきましては、事業者の方に伝えまして、くれぐれも生活道路には入らないように伝えてまいります。

最後に台数でございますが、まだテナントが実際に入っていないので、何台になるかというのは確定していませんので、既存の施設のデータから導き出しますと、事業者の方では 1 日で最大 270 台から 180 台ぐらいというふうに見込んでおります。市役所の駐車場でも 123 台ぐらい。私どもが使っています市の職員の駐車場ですと 231 台ありまして、それを朝の 30 分ぐらいで出勤しているわけです。また、事業者の想定は 24 時間の交通量でございますので、それを考えますと、そこまで大きな交通量にはならないのではないかと考えております。事業者の方も交通安全には重々注意するというところでドライバーに対して研修会などを開いて、この地域の特性などを伝えていくということで伺っております。ご心配の点に関しましては、事業者の方に伝えてまいります。以上でございます。

●（大澤会長）

深川委員よろしいでしょうか。

●（深川委員）

ありがとうございます。集中豪雨の発生頻度も高まる中、自然災害への不安も高まっています。保水や防災機能、地球温暖化防止への寄与等の観点からも、緑を生かした土地利用を推進すべきではないかと考えます。三郷市民憲章では、緑を愛して美しいまち

づくりを目指すとしています。都市計画マスタープランの 28 ページによれば、産業振興地区の土地利用を流通機能だけに特化していないようです。都市型農業の振興を図る農業生産機能を強化すべきではないかと考えます。今回の決定については、決定したプロセスや流通機能以外の選択肢が検討されたのか、お聞きしたいと思います。

●（まちづくり推進部副部長）

できればそのまま農家の方に続けていただければ一番ですが、現況で言いますと、農家の方々も高齢化で、農業をそのまま続けることが難しいというのは重々聞いております。その中で、産業振興地区ということで計画に盛り込まれた範囲において事業者よりご提案いただいたところでございます。先ほど堀切委員からもお話がありました通り、最近沿線ですね、万能鋼板に囲まれた土地利用がどんどん増えてきております。そのまま放っておくと、農業従事者の方々も限界に来ているところもあると思うのですが、そういう土地利用が増えていってしまいますと、まちづくりにおいても課題と感じているところです。その中で、先ほど委員からもお話があったように、都市計画マスタープランや総合計画などに基づきまして、産業振興地区を指定しているところに関しましては、農業関係の施設、交通施設、物流施設というのは立地できるということになっておりますが、農業関連施設は事業提案を検討している事業者にお話ししても誘致がなかなか難しいところでございます。今回、流通業務施設で法令等を守って土地利用したいということで、審査を行った上で、お受けしたところでございます。以上でございます。

●（大澤会長）

深川委員よろしいでしょうか。

●（深川委員）

今回のその物流施設がもし稼働された場合、保水機能はどのようなになるのか伺いたいと思います。

●（まちづくり推進部副部長）

貯水施設の関係ですけれども、県の方の決まりがございまして、流域貯留施設というものを設けることになります。1ヘクタール当たり 950 トン以上設けることになっておりまして、昔の湛水値を加えるものになります。今回の面積が約 2ヘクタールございますので、約 2000 トン近いものを敷地の地下にピットとして設けます。25メートルプールでいうと、約 5 杯分、一杯約 400 トンとされていますので、5 杯分ぐらいになるかと思います。そういうものが地下に設けられまして、洪水が去った後、南側に水路があるのでございますけれども、そちらの方に排水することになっておりまして、周りに水害の

負荷をかけないようにしてございます。以上でございます。

●（大澤会長）

よろしいでしょうか深川委員。はい。

他いかがでしょうか。それでは谷口委員お願いします。

●（谷口委員）

先ほど聞くのを忘れてしまったのですが、確認なんですけれども、産業振興地区のナンバー3ですね、草加三郷線について、ここは草加から国道298号線にかけて緊急輸送道路に指定されていると思いますが、さらに市道102号線の交差部までを整備するというので、令和7年から測量して設計に進むという話だったということで聞いておりましたけれども、その辺変更ないのかと、八潮市の道路の陥没事故があったんで、その平時、有事のこの緊急輸送道路の冗長性が今担保されていない状況ですけれども、工期に影響があるのか、その辺情報がありましたら教えていただければ助かります。

●（大澤会長）

いかがでしょうか。

●（まちづくり推進部副部長）

申し訳ございませんが、私どもが担当している事務ではなく、建設部の方になっておりまして、聞いている範囲でございますと、ナンバー3の黄色く塗られているところに関しましては、市施工で行うことになっておりまして、県道の西の方で陥没事故がございましたけれども、施工に影響はないものと思います。以上でございます。

●（大澤会長）

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、「都市計画法第34条第12号に基づく区域指定について」、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。ここで、傍聴者の方は、事務局の指示に従って退場していただきます。

[傍聴者退場]

皆様には慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

ここで、事務局に司会進行をお返しいたします。

●（まちづくり推進部参事）

大澤会長、議事進行ありがとうございました。

続きまして、次第の3その他「今後の都市計画審議会にて審議いただく可能性がある生産緑地地区の案件」につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

（4）その他

今後の都市計画審議会にて審議いただく可能性がある生産緑地地区の案件について

【報告】

●（みどり公園課長、花とみどりの係長）

〔その他 今後の都市計画審議会にて審議いただく可能性がある生産緑地地区の案件について、資料に基づき説明する〕

●（まちづくり推進部参事）

説明は以上となりますが、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「今後の都市計画審議会にて審議いただく可能性がある生産緑地地区の案件」につきましては終了とさせていただきます。

ここで1件、ご報告がございます。まちづくり事業課からご報告がございます。よろしくをお願いします。

●（まちづくり推進部副部長）

先ほどご質問の中で、250メートルの関係について、出典がどちらになるのかということで、保留とさせていただいている件でございますけれども、後ほど調べまして、会長と相談した上で対応するというところでよろしいでしょうか。報告する方法も含めまして、会長と相談した上で、決めさせていただいてよろしいでしょうか。

●（まちづくり推進部長）

250メートルの根拠について保留をいたしました件で、次回の都市計画審議会まで少し期間が空くと思いますので、どのような方法で委員の皆様にお伝えしようかと、そういったところをこれから会長と相談して、皆さんにご案内したいという報告でございました。以上でございます。会長はそれでよろしいでしょうか。

●（大澤会長）

よろしくをお願いします。

(5) 閉会

●（まちづくり推進部参事）

最後になりますが、次回の都市計画審議会の開催予定につきましてお知らせいたします。次回の審議会は11月頃を予定しております。また、開催が決まりましたら、1か月ほど前に通知にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定していた事項は全て終了いたしました。令和8年度第1回三郷市都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。